

⑦ 犬及びねこの引取りなど

都道府県等は、犬やねこの所有者から引取りを行います。また、飼い主のわからない犬やねこ、道路・公園・広場など公共の場所で病気やけがを負って発見された犬やねこなどの収容を行います。

⑧ 動物愛護週間と普及啓発

国や地方自治体は、学校、地域、家庭などへの教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行います。また、毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事を実施します。



⑨ 国や地方自治体の取組み

国は基本指針を定め、都道府県は地域の状況に即した推進計画を定めます。また、都道府県知事や政令市の長は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため飼い主などに必要な助言を行う動物愛護推進員を委嘱し、その活動を支援するため協議会を組織することができます。

⑩ 罰則

愛護動物（P.8参照）をみだりに殺したり傷つけた者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、給餌・給水などを怠った者や遺棄した（捨てた）者は50万円以下の罰金に処せられます。また、許可を受けないで危険な動物（特定動物）を飼ったり、登録せずに動物取扱業を営んだ者も、罰金や懲役などに処せられます。